

建設緑政局関係議案資料 (その1)

議案第183号

川崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

建設緑政局

道路占用料徴収条例の一部改正（占用料改定）について

1 道路占用料の概要

(1) 占用料の徴収

○道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。（道路法第39条第1項）

○占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例で定める。（同法第39条第2項）

⇒川崎市道路占用料徴収条例

(2) 占用料の算出方法（国と同様）

⇒①道路価格（≒固定資産税評価額）×②使用料率×③修正率×④占用面積

定義	算出方法	
①道路価格	1㎡あたりの道路の価格	平成27年度固定資産税評価額を基に算出
②使用料率	地価に対する1年あたりの賃料の割合に相当する率	道路法施行令に規定されている占用料の基礎となっている数値と同様のものを採用
③修正率	上空又は地下の占用に対して加えられる減額率	道路法施行令に規定されている占用料の基礎となっている数値と同様のものを採用
④占用面積	道路を占用している面積	占用物件の垂直投影面積で算出

2 改定の理由

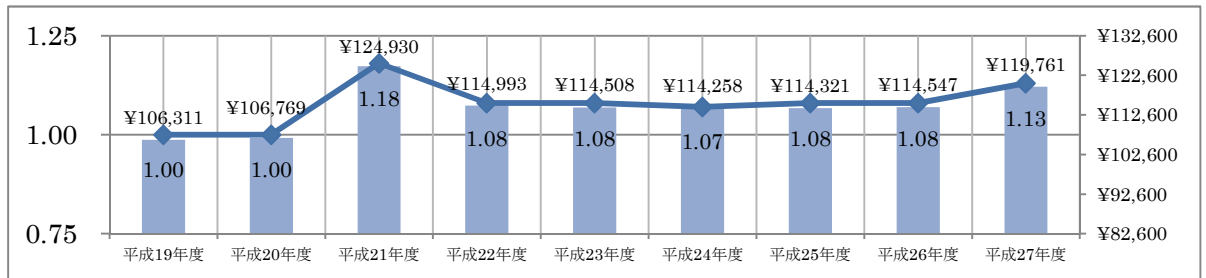
○現行の道路占用料：平成21年4月1日に改定（平成19年度の固定資産税評価額を基礎）

⇒改定から7年以上が経過し固定資産税評価額が変動

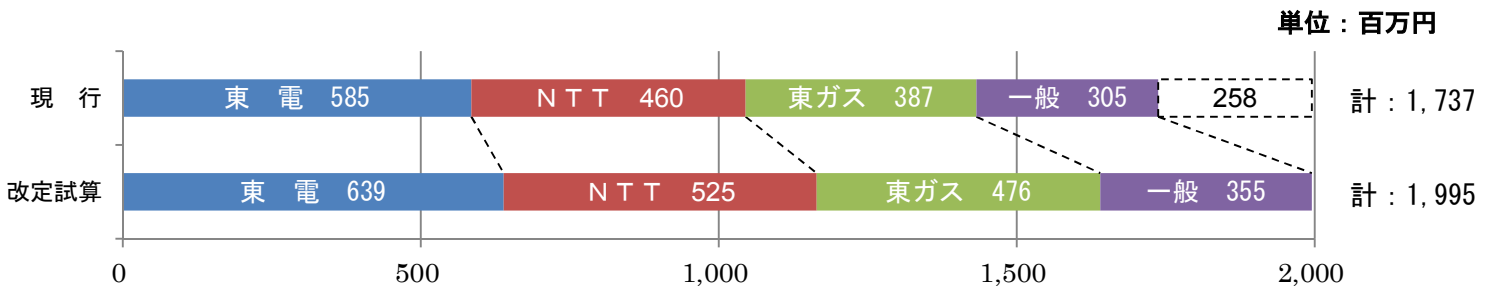
○固定資産税評価額の変動

平成19年度：全市平均 106,311円/㎡

平成27年度：全市平均 119,761円/㎡（約13%の上昇）



3 改定による徴収見込額



※今回の改定により約2億5,800万円増の見込み

4 他の政令指定都市の状況

○平成27年度以降（平成28年7月1日現在）に改定した政令指定都市

16都市

【札幌市、仙台市、新潟市、千葉市、横浜市、相模原市、静岡市、浜松市、京都市、大阪市、堺市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市】

川崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案				改正前				
○川崎市道路占用料徴収条例 昭和30年3月24日条例第7号				○川崎市道路占用料徴収条例 昭和30年3月24日条例第7号				
別表（第2条、第5条関係）				別表（第2条、第5条関係）				
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	占用物件	単位	占用料		法第32条第1項第1号に掲げる工作物	単位	占用料	
			所在地				所在地	
			特別地域	普通地域			特別地域	普通地域
掲げる工作物	第1種電柱	1月1本につき		230	第1種電柱	1月1本につき		182
	第2種電柱			350	第2種電柱			279
	第3種電柱			470	第3種電柱			377
	第1種電話柱			200	第1種電話柱			162
	第2種電話柱			320	第2種電話柱			260
	第3種電話柱			440	第3種電話柱			357
	その他の柱類			20	その他の柱類			16
	共架電線その他上空に設ける線類	1月1メートル		2	共架電線その他上空に設ける線類	1月1メートル		2
地下に設ける電線その他の線類	1メートルにつき		1	地下に設ける電線その他の線類	1メートルにつき		1	
路上に設ける変圧器	1月1個につき		200	路上に設ける変圧器	1月1個につき		159	
地下に設ける変圧器	1月1平方メートルにつき		120	地下に設ける変圧器	1月1平方メートルにつき		97	

改正案					改正前						
		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1月1個につき	400			変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1月1個につき	325		
		郵便差出箱及び信書便差出箱	き	170			郵便差出箱及び信書便差出箱	き	136		
		広告塔	1月1平方メートルにつき	1,100			760	広告塔	1月1平方メートルにつき	650	500
		その他のもの		400			その他のもの		325		
法第32条第1項第2号に掲げる物件	法第35条に規定する事業のために設けるもの及び法第36条に規定するもの	外径が0.07メートル未満のもの	1月1メートルにつき	8	法第32条第1項第2号に掲げる物件	法第35条に規定する事業のために設けるもの及び法第36条に規定するもの	外径が0.07メートル未満のもの	1月1メートルにつき	7		
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		12			外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		10		
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		18			外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		15		
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		24			外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		19		
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		36			外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		29		
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		48			外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		39		
		外径が0.4メートル		85			外径が0.4メートル		68		

改正案				改正前			
		ル以上0.7メートル未満のもの				ル以上0.7メートル未満のもの	
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	<u>120</u>			外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	<u>97</u>
		外径が1メートル以上のもの	<u>240</u>			外径が1メートル以上のもの	<u>195</u>
	架空管	外径が0.4メートル未満のもの	<u>180</u>	架空管	外径が0.4メートル未満のもの	<u>160</u>	
		外径が0.4メートル以上のもの	<u>450</u>		外径が0.4メートル以上のもの	<u>400</u>	
	その他のもの	外径が0.07メートル未満のもの	<u>16</u>	その他のもの	外径が0.07メートル未満のもの	<u>15</u>	
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	<u>22</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	<u>20</u>	
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	<u>34</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	<u>30</u>	
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	<u>45</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	<u>40</u>	
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	<u>67</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	<u>60</u>	
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	<u>90</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	<u>80</u>	

改正案				改正前			
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	110			外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	100
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	180			外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	160
		外径が1メートル以上のもの	380			外径が1メートル以上のもの	300
法第32条第1項第3号に掲げる施設		1月1平方メートルにつき	400	法第32条第1項第3号に掲げる施設		1月1平方メートルにつき	325
法第32条第1項第4号に掲げる施設			65	法第32条第1項第4号に掲げる施設			50
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じ、これを12で除して得た額	法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じ、これを12で除して得た額
		階数が2のもの	Aに0.007を乗じ、これを12で除して得た額			階数が2のもの	Aに0.006を乗じ、これを12で除して得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.008を乗じ、これを12で除して得た額			階数が3以上のもの	Aに0.008を乗じ、これを12で除して得た額
	上空に設ける通路	570			上空に設ける通路	325	
	地下に設ける通路	340			地下に設ける通路	195	
	その他のもの	130			その他のもの	100	
法第32条第1項第6号に掲げる施設		1,100	760	法第32条第1項第6号に掲げる施設		650	500

改正案					改正前				
施行令第7条第1号に掲げる物件	看板		245	155	看板		190	120	
	添架広告		590	370	添架広告		455	285	
	標識	1月1		320	標識	1月1		140	
	旗ざお	本につき	1,100	760	旗ざお	本につき	650	500	
	幕（施行令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	1月1 平方メートルにつき	1,100	760	幕（施行令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	1月1 平方メートルにつき	650	500	
アーチ	車道を横断するもの	1月1	11,000	7,600	アーチ	車道を横断するもの	1月1	6,500	5,000
	その他のもの	基につき		5,700		その他のもの	基につき		3,200
施行令第7条第2号に掲げる工作物		1月1		400	施行令第7条第2号に掲げる工作物		1月1		325
施行令第7条第3号に掲げる施設		平方メートルにつき	Aに0.028を乗じ、これを12で除して得た額		施行令第7条第3号に掲げる施設		平方メートルにつき	Aに0.025を乗じ、これを12で除して得た額	
施行令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			1,100	760	施行令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		650	500	
施行令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				400	施行令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			325	
施行令第7条第9号に掲げる施設並びに同条第10号に	建築物		Aに0.012を乗じ、これを12で除して得た額		施行令第7条第9号に掲げる施設並びに同条第10号に	建築物		Aに0.011を乗じ、これを12で除して得た額	
	その他のもの		Aに0.009を乗じ、これを12で除して得た額			その他のもの		Aに0.008を乗じ、これを12で除して得た額	

改正案				改正前			
掲げる施設及び自動車駐車場				掲げる施設及び自動車駐車場			
施行令第7条第11号	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.012を乗じ、これを12で除して得た額	施行令第7条第11号	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.011を乗じ、これを12で除して得た額
に掲げる応急仮設建築物	その他のもの		Aに0.028を乗じ、これを12で除して得た額	に掲げる応急仮設建築物	その他のもの		Aに0.025を乗じ、これを12で除して得た額
施行令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.028を乗じ、これを12で除して得た額	施行令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.025を乗じ、これを12で除して得た額
施行令第7条第13号	上空、トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		Aに0.012を乗じ、これを12で除して得た額	施行令第7条第13号	上空、トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		Aに0.011を乗じ、これを12で除して得た額
に掲げる休憩所、給油所及び自動車修理所	その他のもの		Aに0.028を乗じ、これを12で除して得た額	に掲げる休憩所、給油所及び自動車修理所	その他のもの		Aに0.025を乗じ、これを12で除して得た額

備考

- 1 金額の単位は、円とする。
- 2 所在地とは、占用物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりと

備考

- 1 金額の単位は、円とする。
- 2 所在地とは、占用物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりと

改正案	改正前
<p>する。</p> <p>(1) 特別地域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する商業地域をいう。</p> <p>(2) 普通地域 特別地域以外の地域をいう。</p> <p>3 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。</p> <p>4 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。</p> <p>5 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。</p> <p>6 Aは、近傍類似の土地の時価を表わすものとする。</p>	<p>する。</p> <p>(1) 特別地域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する商業地域をいう。</p> <p>(2) 普通地域 特別地域以外の地域をいう。</p> <p>3 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。</p> <p>4 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。</p> <p>5 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。</p> <p>6 Aは、近傍類似の土地の時価を表わすものとする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に占用の許可を受け、かつ、占用料を納付している場合にあつては、当該納付した占用料に係る占用の期間の当該許可に係る占用料の額については、なお従前の例による。